

(議事について、事務局より説明)

(会議の公開を決定)

議題1 神奈川県文化芸術振興条例等の見直しについて

事務局から資料1-1、資料1-2及び資料1-3について説明後、次のとおり審議を行った。

○伊藤会長

それでは早速議論に入っていきたいと思うが、その前に確認しておく。今日議論をするのは、各論にあたる5条から19条について、であるが、前々回に委員の皆様から御意見をいただいたものを基に、論点を整理していただいたものが、今日説明にあった内容である。この内容について議論するにあたり、資料1-1の1ページに手順の問題について記載があるが、条例に関する重さについて先ほど話があった。皆さんからいただいた御意見は非常に重要であるが、計画に反映できるものも多数あったのではないかと思う。そういうこともあって、事務局からの提案としては、対応策は特に条例を変えるまでもない、とまとめられているものが多い。しかし、やはり条例改正まで持って行く必要があるのではないか、という部分も含めて検討していきたいと思う。

もう一つ重要な点として、条例には、5年ごとに条例の見直しをしていく、ということが書いてある。それと同時に、計画も5年を単位に作っている。計画を考えていくにあたって、条例に規定がないと良い計画ができない、こういう場合には条例改正は必要となってくるが、現在の条例であっても、これから先、5年間、県の文化振興を諮っていくために相応しい計画ができるのであれば、特に条例改正が必要ない、となっていくこともあると思う。

こういったことを踏まえて、御意見があればお願いしたい。

まず、5条では前回の見直しの際もかなり意見が交わされた。そのときはあまり議論をする時間がなかったので、次回のように議論するという事で持ち越したこともあるので、5条に絞って御意見があればお願いしたい。

いかがか。伝統芸能については第1項に含まれるという県の見解が示されているが、その他の有形・無形の文化財等においては保存、継承が必要ということで、別出しという形にしたと書いてあるが、この辺についても御意見があればお願いしたい。

特に事務局の対応策で構わないか。

石田委員どうぞ。

○石田委員

具体的に対象分野を提示することの是非は、どこまで議論をしても常に付きまとう話である。現在も文学、音楽と、具体的に出されていて、基盤となる表現活動の分野が一通り挙げてあるので、基本は押さえていただいているのではないかと思う。それに加えて「その他の芸術及び芸能の振興を図るため」と、第5条第1項に記載してある。このままで良いのではないか。

というのも、書き込めば書き込むほど、細分化し、あれもこれもとなっていつてしまう。ましてや、今は表現媒体の変化が起きている過渡期であり、これから爆発的に色々なことが起きる予感がある中で、具体的に規定していくことの難しさがあるため、ここはあまりいじらない方が良いと思う。

第2項で生活文化について言及しているし、第3項で伝統的な芸能、自然、歴史、風土、という言葉や保存、継承といったことも、一通り目配りした表現になっていると考えるので、このままで、という考え方に賛成である。

今後は、計画策定の際にその都度、「神奈川らしさ」ということを皆さんと検討できればいいと思っている。

○伊藤会長

私も、本来ならばこういった書き出しはない方がいいと思うが、既に挙げられているものを削ることも変な誤解を招きかねないと思うので、石田委員が言ったように、例示で挙げられているもので特に問題があるものはないし、今後、新たなものが生まれても「その他」という形で対応できるだろうと思う。

特に「神奈川らしさ」を出していくには、計画の中で5年間、この分野に力を入れてやっていく、という形であっていい。前回皆さんから御意見いただいた意見について、計画に盛り込むことや解釈で対応可能という事務局の考え方に対して、私も賛成ではあるが、御意見があればお願いしたい。

ないようなので、他の条項に移っていききたいと思うが、「表現の自由」については総論の部分で議論すべきことが多いのではないかと考えている。他の条項についても、例えば国の法律が変わった、あるいは新しい法律ができた、といったことに対して対応するということは、条例の改正の説明要素として結構高い。こういったものは第1条の目的、第2条の基本理念、第3条の県の責務で再度検討できると思う。

子ども、高齢者、在住外国人といった社会的包摂ということが、国の方でも他の自治体においても大きなテーマとなっている。この辺で過不足があるのではないかと、もう少し条例において決めた方がいいのではないかと、御意見はいかがか。

○石田委員

「神奈川らしさ」については、この審議会で一番念頭に置きたいと私が考えていることである。審議会は、神奈川県とは、どういうところなのか、皆さんと確認をする場でもある。そのプロセスとしても条例に関する検討は非常に重要な機会になると思っている。

今日は条例の文言を変えるか変えないか、という検討の場ということで、この上ない機会なので発言させていただく。条例が「誰に対するものなのか」ということが特に重要だと思う。第9条の「子ども」、第11条の「高齢者、障がい者」などが神奈川県において非常に重要な文化政策の推進の観点であり、骨子となるということがここでしっかりと示されている。これは他県でも同じであると思うが、特に第11条については、神奈川は他県のリーダーとなるべく推進していただきたいと思う。この文言について、何か変える必要があるか、ということをお願いしているのではなく、こういったことに特に意識を置いて、検討なり意見を交わすべきだろうと考えているという指摘だ。

それから、第12条の交流の推進であるが、外国籍の在住者が非常に多いという特色は、神奈川らしさ、でもある。「交流」という言葉で包含し切れない事項が、沢山あると思う。「交流」と表現されている中に、どのような要素を含んでいくのか、これから計画の中で具体化していくということが、意識として必要ではないかと思う。

また、今年の大河ドラマは神奈川が舞台でもあることも良い手がかりとして、第15条の「歴史的景観」や「風景」といったことも意識していかなければならない、ということも確認したい。

そして特に、次の第16条であるが、文化施設の充実が県においても色々な課題があると考えている。ここには「設置等に係る文化施設を地域の文化芸術活動の拠点」とするとはっきりと書かれている。そこで、鑑賞や交流など機能の充実を図ることや、人材の育成、教育、普及啓発を行う、といったことがしっかり書かれているのは素晴らしいと思うし、これに関して、県として条例は変えない方向だと今回確認させていただいたので、県としてこの辺はしっかりと推進していただきたいと思う。

以上、条例に関してはこれで進めていただければ良いと思う。

○伊藤会長

私も、今、石田委員が言ったことは賛成で、問題のあるところは計画の中でもっと議論をして、具体的な内容を詰めて行く方向で解決をしていくことがいいのではないかと思う。ただ、例えば第11条の高齢者、障害者については、神奈川の場合は共生共創事業など、県を挙げて取り組んでいる大きな事業であるため、例えば、これを特別な別の条例を作る、ということもあると思う。社会包摂に関する立法については、国の方も障害者の芸術活動に関する法律を文化芸術基本法とは別に作ったりしている。真似する必要があるかについては別であるが、かなり重要であるならば、この条例の下につく個別法として作ることも考えていく必要がある。

同じような意味でもう一点、国際交流の問題、内なる国際化の問題も含めて、県には国際交流の財団もあるので、この辺を個別法として考えていく必要があり得るのではないか。

いずれにしても、今回の課題ではなく、今後計画を改定する際に、より根拠になるような、背景となるような法整備が相応しいということになれば、そのときに、そういったことも含めて議論をしていく場があってもいいかと思う。

今回に関して言うと、特に気になった部分に関しては、次回から計画の方の話に入ってくるため、その時に再度取り上げていただき、議論をしていく、という形で進めていきたいと思う。

最後の方にある第17条の情報通信技術や、第18条の文化芸術活動に対して民間や市民からの寄附の促進については、他の自治体の条例にはあまりない、独自性のある条項だと思う。

この辺についても御意見があればいただきたい。

○志澤委員

条文について修正等の意見ではないが、第16条の文化施設の充実に関して、文化施設の充実というより、文化施設を有効に活用するために意見を述べさせていただきたい。

神奈川県では桜木町から紅葉坂を上っていくと、右側のところに、県の青少年センター、県立音楽堂、県立図書館、そしてその裏には能楽堂と、文化施設がまとまっている。県立音楽堂では、音楽堂の主催事業に限って、桜木町から臨時のバスを出している。つまり、高齢化が進み、施設を利用したいけれども、紅葉坂を上ることが楽ではないと、利用をためらっている人がかなりいる。あれだけ文化施設が色々まとまっているので、紅葉坂から上って反対側の京急日ノ出町駅、こちらもやはり上り坂があり、苦勞されている方も多いため、音楽堂の主催事業があるときだけではなく、定期バス路線を通すことによって、これらの施設が今よりも活用しようとする人が増えると思う。審議会の方から路線バスを運行するように促すということをしていただいたら、より施設が有効に使われるようになって良いと思うが、いかがか。

○伊藤会長

貴重な御意見ではないかと思う。議事録に残して、計画改定や今後の文化施設の運営の話のときに、こういった御意見を尊重した形で進めていただければと思う。

○平野委員

今の志澤委員の意見には大賛成である。現実にはできるかどうか分からないが、私は音楽堂に行くことが多く、日ノ出町から歩いており、結構な坂だから、できるとありがたい。そして能楽堂は能舞台上に松かがりではなく、桜が置いてあるという、日本でも有数の特別な能楽堂であるため、もっと知られてもいいと思う。

条例について、第12条であるが、この条文は短いと思う。これは読んで何のことであるか分からない。「県は、文化芸術に関する地域間の交流及び国際交流の推進に努めるものとする。」この「国際交流の推進」だけで具体的に何をするのか少し分からない。ここは文章を加える必要はないか、会長の御意見を伺いたい。

○伊藤会長

個人としての意見であるが、地域間交流と国際交流を一緒にして一行になっているというのは、気にはなっている。ただ、あくまで内容を作っていくのは条例ではなく計画であると思う。この条例に基づいて、地域間交流について、今後こういうことを進めて行こう、あるいは国際交流に関して、こちらは外の国際交流もあるし、外国籍の方と県民の交流ということもあるので、この辺は計画の中できちんと対処していく、という考え方で対応できるのではないか。条文は短い、「地域間交流」と「国際交流」が入っていることを根拠に計画作りができると考えている。

○伊藤会長

今回の議論で対応策が終わったとは思っていない。今後、計画改定の中で計画を考えていくときに、条例を明確にした方がいいと声があったときに、追加で議論する時間は、まだあると思う。スケジュール的に、条例改正が必要となった場合には、令和6年度、2024年の春以降に議会の方に出していくことになっている。少なくとも、今年、来年でそういった声を出していくことは可能だと思うので、今後、総論の検討の中で、あるいは計画の検討の中で、条例に関して書き加える必要があるということであれば出していく形にしたい。

時間の都合もあるため議題1は以上とする。次に議題2について、事務局から説明をお願いしたい。

議題2 令和4年度のマグカル事業の主な取組について

事務局から資料2-1、資料2-2について説明後、次のとおり審議を行った。

○伊藤会長

今の説明について、御意見や質問等があればお願いしたい。

○井上委員

神奈川県民文化祭であるが、私が専門とする演劇がなかったため、どうお考えなのか伺いたい。

○事務局（中里マグカル担当課長）

演劇に関しても、この時期に実施する文化プログラムについて参加をお願いする予定である。

○井上委員

分かった。文言として、通常、こういったフェスティバルの場合、美術、音楽、ダンスが入ってくるが、演劇が入らないことがよくあるため、文言としても何かしら入っていただけるとありがたい。

○伊藤会長

私の方から確認をしたい。まず、2020大会の文化プログラムのレガシーとして継続していくものであるが、令和4年度だけではなく、何年度まで続く予定であるのかお聞きしたい。県民文化祭という形に変えて、ある程度、何年間か続けていくものなのか。

○事務局（赤池文化課長）

県民文化祭については今の段階で時限を定めているものではない。基本的にはずっと続けていきたいと考えている。

○伊藤会長

他には大きいものとして、共生共創事業の継続、伝統芸能に関する問題、それから人材育成、これらが大きな柱としてあった。この辺について、御質問がある方、御意見がある方、いかがか。

補助金について、コロナ禍ということもあって応募が増え、上限の金額を減らして件数を増やしていこうという話があったが、この辺は審査員をしている委員も2、3人いると思うが、状況分かれれば御発言をお願いしたいと思う。

今現在、県が文化芸術団体へ助成している補助金について、スキームとしてはどの程度あるのか。

○事務局（赤池文化課長）

県の事業については、先ほど御説明させていただいた、マグカル推進事業補助金、文化芸術活動団体事業補助金の2本がある。

○伊藤会長

確か、今までこの審議会で、どういう団体がどういう内容で応募し、どこが選ばれていくら支出したのか、ということが、資料として配られていた気がするが、コロナ禍でそれがどういった状況になっているか見えていない。可能な範囲で情報を共有していただけるとありがたい。

○事務局（赤池文化課長）

団体補助金については、まさにこの審議会の部会で審査をしていただいているものであり、適宜情報提供をする。

○石田委員

県に質問をしたい。先ほど説明があった資料2-2の予算のことであるが、総額で来年度は約5億円上がっているようであるが、これは何を評価されて、あるいは何を実施すべきだ、ということで増額になったのか、簡単でいいので教えてほしい。

○事務局（赤池文化課長）

資料2-2の1ページで、国際文化観光局の全体で対前年比、4億9,000万円ほど伸びている。内訳を見ていただくと、一番大きいものが観光で3億円の増、それから文化の方でも1億8,000万円ほどの増となっている。文化の方については、オリンピックが終了したことに伴う減もあるが、先ほど御説明した通り、補助金の増額があると共に、施設関係の予算額が増えているという状況である。

○石田委員

予算額の増は、皆さんの努力の結果であると思う。施設関連の何が増えているのか教えてほしい。

○兼子委員

先ほどの文化芸術活動団体事業補助金の関係で補足であるが、助成団体の数字が増えているのかについては、すぐに数字が出てこないが、採択された団体が、採択されているがこのコロナの状況でなかなか活動ができずに中止になる、というケースがたくさんある。

○伊藤会長

このコロナ禍で県の事業もかなり、あるいは県の財団の事業も色々変更があったと思うが、当

然、県から助成を受けている民間の活動においても、県は情報を収集し、今後の対策、どのような形で振興できるようにするのか、ということについての検討の材料にさせていただきたいと思う。

○事務局（赤池文化課長）

先ほどの石田委員への回答をさせていただきたい。施設の関係であるが、県民ホールやKAAT、音楽堂などの工事を計画的に修繕しており、その金額が来年度は少し大きくなっている。

○伊藤会長

議題2は以上とする。次に議題3の共生共創事業のロジックモデルについて、事務局から説明をお願いしたい。

議題3 共生共創事業のロジックモデルについて

事務局から資料3-1、資料3-2について説明後、次のとおり審議を行った。

○伊藤会長

御意見をいただく前に確認をしておきたい。この共生共創事業のロジックモデルは二つの役割を兼ねている。一つは県が3年前から取組始めた共生共創事業の成果について、きちんと把握している、そしてより良いものにしていくために、アドバイス等御意見をいただきたい、というもの。もう一点は、共生共創事業に限らず、県の事業に関して、今まで数値だけで評価している状況が多かったが、よりステークホルダーの状況や変化などを視野に置いた形で、事業自体の意義や、長期的な視点で果たしている役割を明確にしていく、そうしたことを評価していくためのモデルケースとして共生共創事業が取り上げられている。したがって、皆さんからの意見も両方の視点で御意見をいただければありがたい。

まずは共生共創事業自体についての御質問や御意見はあるか。

○坪井委員

データについての確認をさせていただきたい。資料3-2 全県展開の部分であるが、短期アウトカム2019年度以降の県内5地域の実施状況の湘南地域が0件、0人とあるが、この数値に間違いはないか。間違いがなければ、0の理由を教えてください。

○事務局（中里マグカル担当課長）

横須賀シニア劇団については横須賀・三浦地域に入っており、小田原シニア劇団については県西地域に入っている。綾瀬シニア劇団は県央地域に入っている。その他の事業については横浜・川崎地域に入っていて、湘南地域については、現在は展開されていない、ということである。

○平野委員

私も全く同じ質問で、湘南は藤沢、平塚、茅ヶ崎といった地域があるのに、全く何もない、ということが不思議であった。

○事務局（中里マグカル担当課長）

今後は新たに実施する事業も含めて、湘南地域もできる限り努力をしていく。

○久野委員

質問であるが、共生共創事業というものは、「ともに生きるともに創る」を目標に、年齢や障がいなどにかかわらず、子どもから大人まで全ての人が、舞台芸術に参加し楽しめる事業である、と

定義として書いてあるが、ここに書いてあるアウトプットというものは、シニアと障がい者とその他しかないのか。ここで最終アウトカムに想定される「子どもから」というところは、どう考えればいいのかと思います、お伺いしたい。

○事務局（中里マグカル担当課長）

共生共創事業のコンセプトについては、年齢や障がいなどにかかわらず、ということをやっている。ただ、今、主に重点的に実施しているのは、マグカル補助金の重点にもなるが、シニアと障がい者に対する取組となっている。

○久野委員

最初の想定がそういったことであれば、ここに書いているアウトカムで「子どもから大人まで」ということではなくなるため、修正が必要になるのではないかと。

何か重点的にやっていることがあれば、それを書き添えていただかないと、大きな目標と小さな目標で誤解が生じる可能性があると思った。

○伊藤会長

この中間アウトカムと最終アウトカムにかなり距離感がある。今、久野委員が指摘されたように、「子どもから大人まで」の最終アウトカムに向かう中で、今実施している事業はその一部ではないだろうと感じている。例えば、中間アウトカムにおいても派生効果、いわゆるインパクトと言われているものに関して、もう少し考えた方がいいのではないかと。例えば、県が中心となって進めている事業によって、市町村、民間の社会福祉法人やNPO法人が共生共創事業の一翼を担っていくといった派生効果、といったことが入って来ないといけない。県だけでやっても予算が限られているし、人的な資源も限界があるから、なかなか共生共創事業が全县に広がっていくことが見えにくい。また、参加者の変化だけではなく、県民自身が共生共創という考え方、そのベースとなるコンセプト「ともに生きる社会」という神奈川の考え方についてどこまで理解が及んでいるか、こういったものについての調査報告もないと、このモデルは完成しないのではないかと。今やっていて足りないものを、どのような形で拡げていくのか。こういった大きな方針を、今後考えて行く必要があると思う。

○事務局（加藤課長代理）

共生共創事業に「子ども」を対象にした事業がないのではないかと、という話をいただいたが、ジャンルとしては多文化共生の中に子どもを対象とした事業を、昨年度は実施している。また、障がい者のジャンルにはなるが、OriHime（分身ロボット）を使用した朗読劇など子どもも視聴可能な事業もある。ジャンルの分けについては検討させていただきたいが、共創事業では子どもを対象とした事業も実施している。

○坪井委員

補足の質問であるが、障がい者というときに、子どもの障がい者は子どもでカウントするのか、障がい者でカウントするのか。

○事務局（加藤課長代理）

現時点では、障がい者にカウントしている。

○伊藤会長

共生共創事業についてはロジックモデルを見ながら、今後の計画作りの中でも反映させていき、

これをより良くするために、どのような事業を増やす必要があるのか、どのような振興策があるのか、こういったことをぜひ検討していただきたい。

○中村委員

以前も指摘したが、今の話を聞いていても、共生共創事業の見え方が気になる。人口の多いシニアの割合が高くなること自体は納得するが、共生共創事業の中での見え方が、シニアに重点を置きすぎると見えてしまうのではないかと。この事業はやまゆり園の事件をきっかけに始まった印象が強い。決してシニアを否定したいわけではないが、障がい者のことも神奈川県はきちんと考えていると、そういう姿勢を見せていくのが大事ではないかと。

「子どもから大人まで」、全ての世代で、年齢に関わらず、と語る以上は、結果としてやっていることの割合においてシニアの活動に重点が置かれることは良いと思うが、見え方としては「すべての人が」というかたちに持って行けるといい。

○鈴木委員

新規事業のところシニア合唱が入ったと先ほど教えていただいたが、シニア合唱を共生共創事業の中でどういう位置付けで新しく取り入れたのか、簡単に説明していただきたい。

○事務局（中里マグカル担当課長）

一つの課題として、県営団地は高齢者が多い、という現状がある。その高齢者の方に、合唱の授業に参加していただくことで、元気になっていただく。そして、それが地域の活性化や県営団地の活性化に繋がる、ということで新たに位置づけた。

○伊藤会長

倉林委員に質問であるが、横須賀にシニア劇団ができて、何か変化は起きているのか。

○倉林委員

職員からもよく聞くが、参加者の方もだんだん増えてきており、皆様、自主的な活動もされているというところで、盛り上がりもあり、非常に有意義な事業であると思っている。

○高田委員

私からは2点、そもそも論になってしまうかもしれないが、共生共創事業は舞台芸術にスポットが当てられているが、同じ表現活動として、舞台芸術だけではなく、文字文化的なもの、活字文化的なものが含まれる余地はないのか、というところに引っかかっている。

また、先ほどから出ているが、シニアにスポットが当たりがち、というのはあるが、それだけを取り上げるのではなく、もう少し幅を広く持って行く、という配慮は、行政主体として必要ではないかと思う。特に地域と繋がって欲しい、というのはシニアだけではなく、若い人たちをこれから地域と繋げていかなければ、活性化や力にはなっていないかと思うため、見せ方として、これはシニアの人たちのためのものなんだ、ということ若いうちに思わせないような事業の見せ方や、やり方について考えていった方がいいと思う。

○伊藤会長

それでは今日出た様々な御意見、これは次回以降の計画改定の中で、特に共生共創事業というものを、神奈川県らしい一つの事業として育て上げていくために、今日出た御意見等をより揉んで、具体的な提案に持って行けると良いと思う。

時間の関係もあり、議題3については以上としたい。

最後に、その他 2020年度かながわ文化芸術振興計画 年次報告書「実施状況一覧」、であるが、こちらは、昨年度は年次報告書とセットで御報告いただいていたが、県のコロナシフトの影響により遅れて報告するものである。こちらについては、事務局から補足説明をお願いしたい。

**その他 2020年度かながわ文化芸術振興計画 年次報告書「実施状況一覧」
事務局から参考資料1について説明後、次のとおり審議を行った。**

○伊藤会長

前回、8月の審議会は書面開催となり、各委員から御意見をたくさんいただいた。そういうものをかなり反映した形で年次報告書ができあがり、それは送付資料にあったと思う。また、年次報告書に入らなかったものが実施状況一覧として、別の資料として提示されている。

この年次報告書は計画改定や条例改正において、一つのベースになるものであるため、御意見があれば少しお願いしたい。

前回の書面開催においても、特に新型コロナウイルス感染症の影響への対応について、かなり細かな説明、データがありました。それについて、県への高い評価が寄せられていた。

この他にも、他に委員の皆さんで共有したいことがあればお願いしたい。

特に御意見がなければ、本日は終了する。